

よくある質問

お問い合わせ内容	回答
別世帯ですが同居している場合は「同居の家族」となりますか？	「同居の家族」となりますので必ず記載してください。
扶養している親族と住所が同じですが住んでいる建物が別な場合はどうなりますか？（二世帯住宅ではありません）	「同居の家族」に該当しません。
住民票の住所と居住地が違います。どちらを記載したらよいですか？	児童が実際に住んでいる場所をご記入ください。地図も同様です。
申請者は世帯主でなければいけませんか？	申請者は児童の保護者としてください。 ※原則、申請者が緊急時の第一連絡先、納付書の送付先等になります。
離婚協議中です。親権は母で、母の実家（祖父母宅）に引っ越し父とは別居中です。どう記載したらよいですか？	現状を記載のうえ、氏名の横に離婚協議中・別居中などご記入ください。 変更があった場合は、後日「記載事項変更届」を提出してください。
祖父母と同居していますが高齢で仕事をしていません。この場合は入所できませんか？	ご家庭の状況によりますのでご相談ください。
退職予定です。次の就労先を探しているところですが、学童は続けて利用できますか？	続けて利用できる場合があります。 ハローワークの登録証など「求職中」であることを証明できるものをお揃いのうえ、ご相談ください。
体を壊してしまい療養中です。医師から休職をすすめられ手続き中ですが学童は続けて利用できますか？	続けて利用できる場合があります。 療養等申告書及び医師の診断書をお揃いのうえ、ご相談ください。
産休からの育休取得予定です。学童は続けて利用できますか？	続けて利用できる場合があります。 療養等申告書及び育児休業中であることを証明できるもの（勤務証明書など）をお揃いのうえ、ご相談ください。
会社が勤務証明書をなかなか交付してくれなくて提出期限に間に合いません。	添付書類が期限までに揃わない場合は、申請書を先にご提出ください。
個人事業主なので自分で自分の勤務証明書を作ることになるのですが必要ですか？	必要です。
個人事業主なのですが事業所の印鑑を作っていません。押印はどうしたらよいですか？	代表の方のお名前の印鑑を使用してください。
家族の勤務証明書は必要ですか？	同居している家族については皆さんの分が必要です。
家族経営で同じ勤務形態なので勤務証明書は父と母の分をまとめて記載していいですか？	不可です。対象児童については複数名記載して構いませんが、勤務者1名につき1通証明が必要です。

お問い合わせ内容	回答
提出日のあとに雇用期間が切れます。再雇用される予定ですが提出は必要ですか？	必要です。
自営業につき繁忙期のみ利用したい。	利用区分に該当しない場合、その旨ご相談ください。
長期休暇中（春・夏・冬休み）だけ利用したい。	要件を満たしている場合、利用区分を「一時利用」として申請してください。
毎回ではないが土曜日も仕事があって利用したい時がありそうです。どう記載したらよいですか？	少しでも利用する予定がある場合は「土曜日利用あり」にマルをつけてご提出ください。
月の途中から入所したい。	必要書類を揃えてご相談ください。
来年からは兄妹の下の子だけ学童を利用したい。	今までどおり必要書類を揃えて申請してください。
引っ越しをしましたが何か届け出は必要ですか？	記載事項変更届と自宅周辺地図を提出してください。 ※スクールバスの利用については別途、学校教育係へご相談ください。
名字が変わりましたが何か届け出は必要ですか？	記載事項変更届を提出してください。 ※家族構成が変わった場合、その旨ご報告ください。
毎日使っているわけではないので使用料は日割りにしてほしい	月の途中で入・退所された場合は下記が適用される場合があります。 『当該月の通所することができる日数が当該月の開所日数の2分の1に満たない場合における学童保育使用料については、前項に規定する学童保育使用料の2分の1の額とする』（ 条例 より抜粋）
1年分の使用料をまとめて納入することは可能ですか？	納付書をご利用いただければまとめてお支払いしていただいてもかまいません。（改めて1年分がまとまった納付書は発行しません）
子どもの学童での過ごし方（流れ）を知りたい。	1日のスケジュール等は入所する学童保育所へお問い合わせください。
就労していないが子どもを預けたい。	学童保育の要件にあてはまらなくても一般開放・放課後子ども教室は利用できますのでご検討ください。
スクールバスを利用する予定ですが、学童は利用できるのでしょうか？	学童保育を利用する児童がスクールバスを利用することはできますが、単なるバス待ちの場合は学童保育を利用できませんので、一般開放の登録をしてください。

その他ご質問ありましたら、教育課：01564-5-4733までお問い合わせください。

※内容によっては学童保育所へ直接お問い合わせいただくことがあります。